

平成30年度事業計画書

公益財団法人 日本都市センター

事業の概要

都市をとりまく状況を踏まえ、①地方分権改革の推進、②超高齢・人口減少社会への対応、③住民と行政の協働、の3つを中期的なテーマに掲げて事業を展開する。また、国や全国の都市自治体の動向を見つつ戦略的に調査研究を実施し、効果的な情報提供を行う。

平成30年度においては、地方自治をめぐる諸状況や全国の都市自治体の政策ニーズを踏まえ、都市政策、行政経営及び地方自治制度等の都市に関する事業を実施する。

第一に、調査研究事業として、全国市長会と共同設置している第6期都市分権政策センターにおいて「都市分権政策の特定テーマに関する調査研究」、「都市自治体におけるガバナンスに関する調査研究（市役所事務機構）」、「都市自治体におけるガバナンスに関する調査研究（連携と人材の確保）」、「都市の未来を語る市長の会」、「各国の地方自治制度、都市税財政、都市経営の理念と実践等についての調査研究」を実施するとともに、独自事業として、「ネクストステージの総合計画（医療・福祉とコミュニティ、拠点形成と土地利用等）に関する調査研究」、「ICT（マイナンバー、ビッグデータ、AIなど）の活用に関する調査研究」、「住居の荒廃をめぐる政策法務と地域福祉からの対応策に関する調査研究」、「住民主体のまちづくりに関する調査研究」、「全国市長会120周年記念事業に係る調査研究」及び「各国の都市政策に関する調査研究及び成果のとりまとめ」を実施する。

第二に、研修事業として、直面する政策課題について、全国市長会等と「全国都市問題会議」及び「市長フォーラム」を共催するとともに、独自に「都市経営セミナー」、「都市政策フォーラム」、「都市政策研究交流会」及び「都市調査研究交流会」を開催する。

第三に、情報提供事業その他として、機関誌『都市とガバナンス』、調査研究事業の成果や研修事業の結果を取りまとめた報告書等の発行、これまでの調査研究成果のとりまとめ（英訳）、都市自治体の調査研究活動に関する調査研究、都市調査研究グランプリの表彰、都市シンクタンク等との連携強化を行うとともに、ホームページやメールマガジンを活用して全国の都市自治体等に役立つ情報を随時提供する。

なお、事業費支出総額は、119,726千円である。

1 調査研究事業

① 都市分権政策センター

真の地方分権改革を実現するとともに、分権型社会における都市自治体経営の確立及び都市自治体の政策開発・立案機能の一層の充実に資するため、平成19年1月に全国市長会と「都市分権政策センター」を共同設置し、以来5期にわたり活動を継続してきたところである。

この間、国では平成26年から委員会勧告方式に替えて提案募集方式を導入し、地方の発意に根差した新たな取組みを推進することとし、こうした地方からの提案等に基づき、事務・権限の国から地方への移譲、及び都道府県から指定都市への移譲を柱とする地方分権一括法（第5次～第7次）が公布されている。一方で、これまでの地方分権につい

ては住民自治・住民生活の観点からの取組みの弱さが指摘されている。

そこで、基礎自治体を重視した真の地方分権改革の実現に向け、都市自治体の立場を明確にしなが、住民自治・住民生活の観点も踏まえつつ地方分権に資する政策提言を行い、分権型社会における都市自治体経営の確立及び都市自治体の政策開発・立案機能の一層の充実を図るため、第6期の「都市分権政策センター」（平成30年4月～平成32年3月）を設置することとし、その下で、以下のように調査研究等を行う。

(ア) 総括方針

基礎自治体を重視した真の地方分権改革の実現に向け、都市自治体の立場を明確にしなが、様々な観点から地方分権に資する政策提言を行い、分権型社会における都市自治体の経営の確立及び都市自治体の政策開発・立案機能の一層の充実を図る。

(イ) 都市分権政策の特定テーマに関する調査研究（新規・毎年）

日本都市センターは、全国市長会の設立120周年記念事業に参画して、「人口減少社会における多世代共生・交流のまちづくり」、「土地利用行政のあり方」、「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方」について調査研究を行ってきた。今後は、これらの研究成果を実践に結びつけていくとともに、都市分権政策をさらに実効あるものとしていくため、全国市長会と連携し、特定のテーマを設定し、市長と有識者の参画のもとで、調査研究を行う。

(ウ) 都市自治体におけるガバナンスに関する調査研究（市役所事務機構）（継続・複数年度）

都市のガバナンスの基本的なあり方を念頭に置きつつ、昭和39年以来、約10年おきに5次にわたって行っている市役所事務機構調査を実施する。特に、より一層求められる経営効率化、合意形成過程のあり方の変化、人口減少・超高齢社会の到来に伴う分野横断的な施策の展開への対応、ICTの急速な発達への対応（ビッグデータの活用やマイナンバー制度への対応を含む）を踏まえて、この10年間における変化を分析し、今後の行政改革の方向性を展望する。

(エ) 都市自治体におけるガバナンスに関する調査研究（連携と人材の確保）（新規・複数年度）

都市自治体においては、行政のスリム化が進む中で、専門人材の確保が困難になってきており、専門人材の広域採用や、広域研修、流動化、共同活用といったことが課題となっている。都道府県との連携も重要な課題である。

日本都市センターでは、平成21～27年度の間、行政の専門性について調査するとともに平成28・29年度において、公民連携について、文化芸術分野をフィールドに調査を行ってきた。こうした成果を生かしつつ、公民連携や広域採用、広域研修、流動化、共同活用、都道府県との役割分担・連携の可能性について調査研究を行う。

(オ) 都市の未来を語る市長の会

分権改革の進展に伴い、地方の発意に根差した新たな取組みが推進されるなかで、自治体の直面する多様な課題について、市長が議論を深めていくことが一層重要となっている。このため、市長が広く地方自治・都市経営の課題を議論する場としての「都市の未来を語る市長の会」を年2回開催する。

(カ) 各国の地方自治制度、都市税財政、都市経営の理念と実践等についての調査研究(改)

今後の国と地方との関係や、地方自治制度と今後の改革の方向性、都市経営のあり方など、各分野の施策等を考える際の一つの参考として、我が国を含めた各国を対象に調査研究を実施、その成果を国内外に向けて情報発信する。

平成30年度は、特に、「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方」や「モビリティ(まちづくり・地域公共交通・ICT)」についての調査研究を踏まえつつ、都市税財政、地域公共交通施策について、国内外との比較調査研究を行う。

② ネクストステージの総合計画(医療・福祉とコミュニティ、拠点形成と土地利用等)に関する調査研究(新規・複数年度)

自治法上、基本構想の策定義務はなくなったが、多くの各都市においては、基本構想や総合計画を引き続き策定している。しかしながら、従来の基本構想はその描く都市像も抽象的であり、総合計画も大規模プロジェクトや各種の事業を列挙するにとどまり、総合調整、計画管理といった視点を欠いているとの指摘がある。

このため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「立地適正化計画」、「地域公共交通網形成計画」、「公共施設等総合管理計画」の策定の取組みを踏まえつつ、超高齢・人口減少社会に対応した次のステージの計画としての総合計画のあり方について、分権と市民参加を基本とし、医療・福祉とコミュニティ、拠点形成のあり方といった分野に焦点を当て、今後の土地利用調整を踏まえた分野横断的な計画調整、広域計画調整、計画管理などについて調査研究を行う。

③ ICT(マイナンバー、ビッグデータ、AIなど)の活用に関する調査研究(新規・単年度)

第三次AIブームが進行しており、都市自治体においても、本格的な導入事例はまだないものの、実証実験や構想を発表するところが出てきている。政策面においても、マイナンバー法の施行や「官民データ活用推進基本法」の成立に伴い、電子データを都市自治体で広く使う基盤が出来つつある。こうした状況を踏まえて、現在行われている都市自治体の先進的なICT活用取組み事例を調査し、今後の方策について検討する。

④ 住居の荒廃をめぐる政策法務と地域福祉からの対応策に関する調査研究(継続・複数年度)

いわゆる「ごみ屋敷」や樹木が繁茂する荒廃した住居とその住人をめぐり、住居の荒廃の発生予防の観点も踏まえつつ、政策法務及び地域福祉等の面からの対処策やその課題について検討を行い、国内外の先進的な法制度や創意工夫の取組みなどを参考にしつつ、総合的な対応策及び予防策のあり方を模索する。

⑤ 住民主体のまちづくりに関する調査研究(埼玉県戸田市との共同研究)(継続・複数年度)

超高齢・人口減少社会において魅力あるまちづくりを進めるためには、住民参加や民間組織の参画が欠かせない。このため、住民主体のまちづくりのあり方等について、埼玉県戸田市をフィールドに、現状と課題を分析する。

⑥ 全国市長会の120周年事業に係る調査研究(継続)

平成29年7月から全国市長会の政策推進委員会の下に設置された「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」に参画し、調査研究を行っている。平成30年5月には、同研究会での調査研究成果を報告書としてとりまとめ、全国市長会の提言につなげる。

⑦ 各国の都市政策に関する調査研究及び成果のとりまとめ(複数年度)

(ア)海外調査研究

我が国の都市自治体は、諸外国の地方分権の動向や先進的な取組み等から、有用な示唆を得ており、上記①～⑥の調査研究に関連するテーマを中心に、諸外国の都市政策に関する海外実地調査を実施し、研究を行う。

(イ)これまでの調査研究成果のとりまとめ

各都市自治体の参考に資するため、我が国の都市経営・都市政策に関する基本的な考え方や基礎的な情報を整理し、とりまとめることは重要であると考えられる。

また、我が国の都市自治体は、多岐にわたる分野において多様かつ充実した施策を展開しており、これらに関する情報は、諸外国にとっても参考となると考えられる。

そこで、国内外の都市自治関係者の参考とすべく、これまでに実施した調査研究成果等を活用し、調査報告等のとりまとめ及びその英文翻訳を行う。

調査研究事業については、今後、地方自治をめぐる諸状況や全国の都市自治体の政策ニーズ及び専門家や学識者等の意見を踏まえ、必要に応じて見直し等を行い、効果的な事業実施に努める。

2 研修事業

① 全国都市問題会議の共催

全国市長会、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所及び開催都市(長岡市)と共同して、全国の市長など幅広い都市自治体関係者が参加する第80回全国都市問題会議を10月に開催する。

② 市長フォーラムの共催

全国の都市自治体が直面する課題に関する問題意識を共有し、その深化を図るため、全国市長会と共同して、全国の市長など都市自治体関係者を対象に、市長や学識経験者などによる基調講演・パネルディスカッション方式等の第 18 回市長フォーラムを開催する。

③ 都市経営セミナーの開催

都市自治体における都市政策・行政経営等の発展に資するため、全国の市長、議員、職員など都市自治体関係者を対象に、都市をとりまく状況を踏まえたアドホックなテーマにより、都市経営セミナーを開催する。

④ 都市政策フォーラムの開催

都市自治体が現在直面している課題や今後対応すべき都市政策の様々なテーマについて自由に議論し、そうした課題解決に向けた情報共有・意見交換を図るため、都市自治体の幹部職員や都市政策担当部門職員及び都市シンクタンクの研究員を対象に、都市政策フォーラム（関西）を開催する。

⑤ 都市政策研究交流会の開催

都市自治体の企画課及び各分野の担当課職員等を対象に、都市が直面する課題や注目されている都市政策について、学識者や担当課職員等の報告により、情報共有、意見交換を行い、その課題解決の諸方策を議論するため、都市政策研究交流会を開催する。

⑥ 都市調査研究交流会の開催

都市シンクタンクの研究員や企画課職員等を対象に、都市シンクタンク等での調査研究活動の啓発、調査技法に関する意見交換及び交流を行う場として、都市調査研究交流会（東京）を開催する。

3 情報提供事業その他

① 機関誌『都市とガバナンス』の発行

機関誌『都市とガバナンス』第 30 号及び第 31 号を年 2 回（9 月、3 月を予定）発行し、全国の都市自治体、関係団体等に配布する。

② 報告書及びブックレットの発行

各調査研究事業の成果や研修事業の結果を報告書又はブックレットとしてとりまとめ、全国の都市自治体等に配布する。

③ これまでの調査研究成果のとりまとめ（再掲）

国内外の都市自治関係者の参考とすべく、これまでに実施した調査研究成果等を活用し、調査報告等のとりまとめ及びその英文翻訳を行う。

④ 都市自治体の調査研究活動に対する情報提供

都市自治体及び都市シンクタンクの調査研究活動の実態、傾向並びに課題等の情報を共有することにより、都市自治体の政策形成能力の向上に寄与することを目的として、効率的・効果的な調査研究の進め方、また、都市シンクタンクの運営のあり方等について、既にシンクタンクを設置している都市自治体や今後、設置を検討している都市自治体を念頭に、機関誌やホームページ等で情報提供を行う。

⑤ 都市調査研究グランプリ（CR-1 グランプリ）の表彰

全国の都市自治体及び都市自治体職員が自主的に行った調査研究事例を募集し、優れた調査研究を表彰するとともに、機関誌やホームページ等で広く周知する。

⑥ 都市シンクタンク等との連携強化

都市シンクタンク等との連携を強化するため、都市シンクタンクの調査研究活動の促進、都市シンクタンク間の交流・情報交換のためのプラットフォームの提供及び都市シンクタンクの情報発信に対する支援を行う。

⑦ ホームページによる情報発信

各調査研究事業や研修事業の実施状況等について随時ホームページに掲載するとともに、機関誌・報告書・ブックレット等の刊行物についても刊行後速やかにホームページにて全文を公開する。

⑧ メールマガジンによる情報発信

全国の都市自治体、関係団体、研究者等を対象にメールマガジンを月1回程度発行し、当財団の主催行事・出版物・調査研究事業の紹介のほか、都市自治体及び都市シンクタンクの主催行事や調査研究事業の紹介、都市自治体の先進事例等に関する情報提供を行う。

平成30年度収支予算書

公益財団法人 日本都市センター

収支予算案

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1) 基本財産運用益	14,374	13,753	621
基本財産受取利息	14,374	13,753	621
2) 調査研究収益	119,038	123,410	△ 4,372
① 受取調査研究事業助成金	98,000	99,000	△ 1,000
② 受取調査研究事業負担金	20,500	23,500	△ 3,000
③ 雑収益	538	910	△ 372
3) 雑収益	15	16	△ 1
① 受取利息	0	0	0
② 雑収益	15	16	△ 1
経常収益計	133,427	137,179	△ 3,752
(2) 経常費用			
1) 事業費	119,726	125,004	△ 5,278
① 給料手当	52,678	58,481	△ 5,803
② 賞与引当金繰入額	3,725	3,971	△ 246
③ 退職給付費用	1,604	1,240	364
④ 法定福利費	9,718	10,371	△ 653
⑤ 福利厚生費	120	130	△ 10
⑥ 会議費	3,745	4,405	△ 660
⑦ 旅費交通費	3,452	3,589	△ 137
⑧ 通信運搬費	854	834	20
⑨ 減価償却費	1,268	1,453	△ 185
⑩ 備品及消耗品費	2,792	2,776	16
⑪ 印刷製本費	8,100	6,100	2,000
⑫ 光熱水料費	5,520	5,640	△ 120
⑬ 賃借料	2,618	2,945	△ 327
⑭ 諸謝金	13,118	12,418	700
⑮ 租税公課	0	0	0
⑯ 広報費	2,278	2,278	0
⑰ 支払委託費	7,664	7,812	△ 148
⑱ 雑費	472	561	△ 89
2) 管理費	20,729	22,091	△ 1,362
① 役員報酬	1,770	1,800	△ 30
② 給料手当	10,553	11,635	△ 1,082
③ 賞与引当金繰入額	574	734	△ 160
④ 法定福利費	1,937	1,755	182
⑤ 福利厚生費	20	40	△ 20
⑥ 会議費	360	261	99
⑦ 旅費交通費	530	640	△ 110
⑧ 通信運搬費	384	366	18
⑨ 減価償却費	220	370	△ 150
⑩ 備品及消耗品費	191	300	△ 109
⑪ 光熱水料費	615	615	0
⑫ 賃借料	0	0	0
⑬ 租税公課	3	3	0
⑭ 支払委託費	3,422	3,422	0
⑮ 雑費	150	150	0
経常費用計	140,455	147,095	△ 6,640
当期経常増減額	△ 7,028	△ 9,916	2,888

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
1) 経常外費用	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 7,028	△ 9,916	2,888
一般正味財産期首残高	938,530	948,446	△ 9,916
一般正味財産期末残高	931,502	938,530	△ 7,028
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	89,359	89,359	0
指定正味財産期末残高	89,359	89,359	0
III 正味財産期末残高	1,020,861	1,027,889	△ 7,028

- (注) 1.平成25年度から平成20年公益法人会計基準に準拠し、資金収支ベースから損益（正味財産増減計算）ベースの予算編成としている。
- 2.前年度予算額は、平成29年1月24日に開催された平成28年度第3回理事会で承認された収支予算をベースに作成している。

平成30年度資金調達及び設備投資の見込み

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

－ 公益財団法人 日本都市センター －

1. 資金調達の見込みについて

当年度における借り入れの予定はありません。

2. 設備投資の見込みについて

当年度における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。